

社会保険労務士法人

ソーシャルブライトマネジメント

154.0001 東京都世田谷区池尻3-28-5 COLUMN82-3F

tel 03.3413.8822 fax 03.3413.8833 <http://www.s-b-m.jp/>

SBM NEWS

人事労務管理に関するお便り

経団連が新型コロナウイルス、就活への 配慮を要請

2020年5月号

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、企業の説明会やイベントの中止、延期等が相次ぎ、学生の中に就職活動に対する不安が高まっています。先月はマイナビによる就活への影響についての学生の意識調査の結果をご紹介しましたが、政府からは3月13日、各経済団体やマスコミに対して、「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮に関する要請」が出されています。

これを受け、経団連と国公私立の大学トップで構成される「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」は3月31日、「新型コロナウイルス感染症に伴う2021年度入社対象者の採用選考への対応について」を公表しました。その概要は以下の通りです。

◆企業には柔軟な採用選考を要請

企業に対しては、「学生の不安を和らげ、幅広い情報と十分な採用機会を提供する観点から、現行の採用選考日程を基本としつつ弾力的な採用選考活動を実施する。具体的には、Web説明会など多様な通信手段を活用した企業説明の機会の創出、エントリーシートの提出期限の延長、オンライン面接の推進、年間を通じた複数回の選考機会の確保などに向けて最大限努力する。感染収束以降の採用関連イベントの追加開催等、学業を尊重しつつ各社の状況に応じて最大限柔軟な対応を行う。」としています。

※これを踏まえ、会員企業には4月6日、あらためて同様の内容を骨子とする「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた採用選考活動に関するお願い」を出しています。

◆大学には学生への一層の情報提供とメンタル面での支援を要請

一方、大学側に対しては、「企業の柔軟かつ多様な広報・採用選考活動に関する適切な情報提供を行い、学生がいたずらに不安や焦りを感じることなく、自身の職業やキャリアについて落ち着いて考え、就職活動に臨むよう支援を強化する」

ことを求めています。

◆学生には「柔軟な発想と変化への対応力」を求める
また、学生に対しては、「改めて、世界中で発生する様々な社会的課題の深刻化を認識し、これを解決するための柔軟な発想、変化への対応力、リーダーシップなどを身に付けるため、大学生生活を通じて、学業と多様な経験を積むことを期待する。」としています。

新型コロナウイルスの影響により、経済は世界恐慌以来という深刻な悪化が懸念されています。企業側もゆとりをもって採用活動に臨める状況ではなくなってきているとはいえ、大きな不安を抱えて就職活動に臨む学生に向けては、柔軟な配慮が求められるところです。

【経団連「新型コロナウイルス感染症に伴う2021年度入社対象者の採用選考への対応について」】

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2020/029.html>

【経団連「緊急事態宣言の発令に伴う基本的対処方針の徹底のお願い」】

<http://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0409.html>

【内閣官房「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮に関する要請について」】

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2020nendosotu/hairyo_yousei.htm

新型コロナウイルス感染拡大下における 株主総会運営

◆株主総会運営に係るQ&A

経済産業省は法務省とともに、新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、より安全に企業が株主総会を開催するため

に、株主総会の運営上想定される事項についての考え方をまとめた「株主総会運営に係るQ&A」を公表しました。そこでは、以下の見解が示されています。

〔株主総会運営に係るQ&A概要〕

- ① 株主総会の招集通知等において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために出席を控えることを呼びかけることは可能である
- ② 新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、会場に入場できる株主の人数を制限することは可能である
- ③ その際に、株主総会への出席について事前登録制を採用し、事前登録者を優先的に入場させることが可能である
- ④ 発熱や咳などの症状を有する株主に対し、入場を断ることや退場を命じることは可能である
- ⑤ 新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、株主総会の時間を短縮すること等が可能である

◆定時株主総会の開催時期

開催時期についても、柔軟な対応が可能であるとの見解を示しています。定款所定の時期に定時株主総会を開催すべきこととされている会社において、天災等その他の事情によりその時期に定時株主総会を開催できない場合には、当該状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるとしています。

ただし、定款で定められた定時株主総会の議決権行使の基準日から3か月以内に定時株主総会を開催できない状況が生じたときは、新たに議決権行使の基準日を定めなければなりません。そのためには、当該基準日の2週間前までに、当該基準日および基準日株主が行使することができる権利の内容を公告する必要があります。

◆ハイブリッド型バーチャル株主総会

上記の見解があっても、実際に株主総会の日程を動かすのは容易ではありません。経産省は、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」

(<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>) を策定し、株主に株主総会の開催場所での参加を認めるとともに、株主がオンラインで参加することも許容するハイブリッド型バーチャル株主総会の実施を提案しています。本来は、企業と株主・投資家の対話を促すための環境整備を目的としていましたが、実際に集まることが難しい状況下において、リスクを軽減しつつ、株主総会を運営する手段として注目されています。

【経済産業省「株主総会運営に係るQ&A」】

https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html

【法務省「定時株主総会の開催について」】

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

今月の税務と労務の手続

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

15日

- 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

6月1日

- 軽自動車税の納付 [市区町村]
- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]